

大阪府リサイクル関連事業従事者講習実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、府内のリサイクル関連事業従事者の育成を目的として大阪府が実施する「大阪府リサイクル関連事業従事者講習」(以下、「講習」という。)について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において「リサイクル関連事業」とは、循環資源の再生利用又はそれに関連する収集・運搬、保管、選別、粉碎等の事業をいう。

2 この要綱において「リサイクル関連事業者」とは、リサイクル関連事業を営む法人又は個人事業者をいう。

(受講対象)

第3条 講習の受講対象は、府内においてリサイクル関連事業に従事する者又は従事しようとする者とする。

(受講の申込み)

第4条 受講の申込方法は、毎年府が定める。

2 受講の申込みは、リサイクル関連事業者で組織する協同組合を通じて行うことができる。

(講習のカリキュラム)

第5条 講習のカリキュラムは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関連法令等の内容とする。

(修了証の交付)

第6条 府は、カリキュラムの全日程を修了した者に対し、修了証(別紙様式)を交付するものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成15年5月12日から施行する。

この要綱は、平成20年9月25日から施行する。

この要綱は、平成25年3月6日から施行する。

この要綱は、平成25年12月3日から施行する。

この要綱は、平成26年12月26日から施行する。

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(別紙様式)

修 了 証

〇〇年度大阪府リサイクル関連事業従事者講習受講者 様

あなたは大阪府が循環型社会形成推進に向けリサイクル関連事業従事者の育成を図るため実施した「大阪府リサイクル関連事業従事者講習」を受講し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関連法令等を内容とするカリキュラムを修了したことを証します

年 月 日

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室長